

平成22年3月5日

第2160号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 国土調査の指定（110・農山村振興課）…………… 1
- 保安林の指定（111・水と緑の森づくり課）…………… 2
- 保安林の指定解除予定通知（112・水と緑の森づくり課）…………… 3
- 指定施業要件変更予定通知（113・水と緑の森づくり課）…………… 3
- 保安林の指定施業要件の変更の予定（114・水と緑の森づくり課）…………… 3
- 証紙売りさばきの廃止の届出（115・会計管財課）…………… 4
- 道路区域の変更（116・仙北地域振興局建設部）…………… 5

公 告

- 消費生活組合における健全性の基準の策定（安全・安心まちづくり推進室）…………… 5
- 土地改良区の役員の退任の届出（北秋田地域振興局農林部）…………… 5
- 土地改良事業工事の完了の届出（由利地域振興局農林部）…………… 5
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（平鹿地域振興局農林部）…………… 5

告 示

秋田県告示第110号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次のとおり国土調査として指定したので、同条第5項の規定に基づき、公示する。

平成22年3月5日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1(1) 調査の種類
地籍調査
- (2) 指定年月日
平成22年2月26日
- (3) 調査を行う者の名称
秋田市
- (4) 調査地域
秋田市大字河辺和田の一部
- (5) 調査期間
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
- 2(1) 調査の種類
地籍調査
- (2) 指定年月日
平成22年2月26日
- (3) 調査を行う者の名称
男鹿市
- (4) 調査地域
男鹿市五里合大字中石の一部
- (5) 調査期間
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
- 3(1) 調査の種類
地籍調査
- (2) 指定年月日
平成22年2月26日
- (3) 調査を行う者の名称

- 横手市
- (4) 調査地域
横手市大字大森町の一部
- (5) 調査期間
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
- 4(1) 調査の種類
地籍調査
- (2) 指定年月日
平成22年2月26日
- (3) 調査を行う者の名称
大館市
- (4) 調査地域
大館市大字花岡町・粕田の各一部
- (5) 調査期間
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
- 5(1) 調査の種類
地籍調査
- (2) 指定年月日
平成22年2月26日
- (3) 調査を行う者の名称
潟上市
- (4) 調査地域
潟上市大字天王の一部
- (5) 調査期間
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

秋田県告示第111号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項及び第2項の規定により、次の森林を保安林に指定する。

平成22年3月5日

秋田県知事 佐竹 敬久

森 林 の 所 在 場 所					全 面 積		保安林指定面積 実測又は見込 (ヘクタール)	指定の 目 的
郡市	町村	(大字)	字	地番	台 帳 (平方メー トル)	実測又は見込 (ヘクタール)		
由利本荘市		岩城内道川	烏 沢 井戸の沢	150の131	12,684	1.2684	1.1284	飛砂の 防備
				84の66	20,571	2.0571	1.5771	
				84の67	6,026	0.6026	0.6026	
				84の150	892	0.0892	0.0892	
				84の151	802	0.0802	0.0802	

（「附属明細書」は、省略し、農林水産部水と緑の森づくり課、由利地域振興局農林部及び由利本荘市役所に備え

指 定 施 業 要 件

立木の伐採の方法

立木の伐採の

伐採種別	標準伐期齢	間伐その他特別の場合の伐採に係るもの	限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
(附属明細書のとおり)	主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	(附属明細書のとおり)	(附属明細書のとおり)

置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第112号

農林水産大臣から次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成22年3月5日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 解除予定保安林の所在場所 湯沢市高松字天矢場2の11、3の3、3の4
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

秋田県告示第113号

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定に基づき、告示する。

平成22年3月5日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。
平成22年5月31日農林水産省告示第709号（1に係るものに限る。）、平成22年2月20日農林水産省告示第263号（6に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を農林水産部水と緑の森づくり課、北秋田地域振興局農林部及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第114号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定に基づき、告示する。

平成22年3月5日

秋田県知事 佐竹 敬久

森 林 の 所 在 場 所					全 面 積		保安林指定面積 実測又は見込 (ヘクタール)	指定の 目 的
郡市	町村	(大字)	字	地番	台 帳 (平方メー トル)	実測又は見込 (ヘクタール)		
大館市		東	岩神沢	31	75,147	20,2500	2,8700	干害の

				32	127,041	16.2500	15.1580	防備
				33-1	67,421	16.2500	15.0280	
				34-1	33,517	17.5000	16.6230	
				34-3	34,710	10.2500	8.7980	
				35-1	31,414	12.7500	11.4630	
				36-2	15,001	20.2500	20.1000	
				36-4	11,451	15.7500	15.7000	
				36-5	9,917	10.7500	10.5000	
				36-6	1,983	7.5000	7.3600	
				31	75,147	20.2500	2.8700	
				32	127,041	16.2500	15.1580	
				33-1	67,421	16.2500	15.0280	
				34-1	33,517	17.5000	16.6230	
				34-3	34,710	10.2500	8.7980	
				35-1	31,414	12.7500	11.4630	
				36-2	15,001	20.2500	20.1000	
				36-4	11,451	15.7500	15.7000	
				36-5	9,917	10.7500	10.5000	
				36-6	1,983	7.5000	7.3600	

(「附属明細書」は、省略し、農林水産部水と緑の森づくり課、北秋田地域振興局農林部及び大館市役所に備え置

指 定 施 業 要 件			
立木の伐採の方法			立木の伐採の 限度並びに植 栽の方法、期 間及び樹種
伐採種別	標準伐期齢	間伐その他特 別の場合の伐 採に係るもの	
(附属明 細書のと おり)	主伐として伐 採すること ができる立木 は、当該立木 の所在する市 町村に係る市 町村森林整備 計画で定める 標準伐期齢以 上のものとし る。	(附属明細書 のとおり)	(附属明細書 のとおり)

いて縦覧に供する。)

秋田県告示第115号

秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)第57条第5項の規定により、証紙の売りさばきを廃止する旨の届出があったので、同規則第59条の規定に基づき、告示する。

平成22年 3月 5日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

売りさばきを廃止した者の住所及び氏名（事務所の所在地及び名称）

鹿角市花輪字下中島10番地の25

かづの農業協同組合

秋田県告示第116号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成22年 3月 5日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	国見大曲線	大仙市清水字乙泉89番地先から鑓見内字板屋300番4まで	8.00~20.60	3.000
	新	国見大曲線	〃	10.70~20.60	3.000

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 仙北地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成22年 3月 5日から同月18日まで

公 告

消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）第50条の5の規定により、健全性の基準について、次のとおり定めたので、公告する。

平成22年 3月 5日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）第50条の5の規定により知事が定める共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準は、消費生活協同組合法施行規程（平成20年厚生労働省告示第139号）第4条の2に規定する基準とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大館市二井田真中土地改良区から次のとおり役員
の退任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年 3月 5日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

退任監事の住所及び氏名

大館市二井田字贅ノ里45番地

小 林 大 樹

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、由利本荘市から土地改良事業（外山地区基盤整備促進事業（農道整備事業））に係る工事が平成21年12月9日完了した旨の届出があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成22年 3月 5日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、横手市沼館土地改良区から次のとおり役員
の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年 3月 5日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任理事の住所及び氏名

横手市雄物川町沼館字沼館341番地

伊 藤 寿 悦

〃 〃 〃 宮ノ目40番地

竹 内 鐘 悦

〃 〃 〃 八卦154番地

畑 山 忠

横手市雄物川町沼館字中島212番地
 “ “ “ 下川原253番地
 “ “ “ 今宿字西ノ在家46番1号
 “ “ “ 今宿81番地
 “ “ “ 高花62番3号
 “ “ “ 会塚字大塚109番地
 “ “ “ 向井田111番地
 “ “ “ 石塚116番地
 “ “ “ 又兵衛294番地
 “ “ “ 南形字大巻11番地
 “ “ “ 造山字造山2番地

児 玉 悦 朗
 柿 崎 直 人
 佐 藤 十四男
 小松田 満 夫
 吉 田 和 儀
 佐 藤 賢 一
 藤 田 勉
 菊 池 博
 佐 藤 良 一
 石 川 順 市
 佐 藤 長之助

2 就任理事の住所及び氏名

横手市雄物川町沼館字八卦154番地
 “ “ “ 宮ノ目28番地
 “ “ “ 中島212番地
 “ “ “ 下川原253番地
 “ “ “ 沼館329番地
 “ “ “ 今宿字高花166番地
 “ “ “ “ 62番3号
 “ “ “ 今宿81番地
 “ “ “ 会塚字又兵衛301番1号
 “ “ “ 向井田111番地
 “ “ “ 大塚109番地
 “ “ “ 石塚116番地
 “ “ “ 南形字大巻11番地
 “ “ “ 造山字造山2番地

畑 山 忠
 寺 田 一 雄
 児 玉 悦 朗
 柿 崎 直 人
 杉 山 隆 志
 下 村 悦 男
 吉 田 和 儀
 小松田 満 夫
 長谷川 信 義
 藤 田 勉
 佐 藤 賢 一
 菊 池 博
 石 川 順 市
 佐 藤 長之助

3 退任監事の住所及び氏名

横手市雄物川町今宿字今宿17番地
 “ “ “ 沼館字沼館18番地
 “ “ “ 会塚字田中34番1号

大久保 清 助
 秋 山 良 雄
 後 藤 道 雄

4 就任監事の住所及び氏名

横手市雄物川町今宿字今宿17番地
 “ “ “ 沼館字下川原269番地
 “ “ “ 会塚字田中34番1号

大久保 清 助
 柴 田 良 茂
 後 藤 道 雄

正

誤

ページ

行

誤

正

平成22年2月16日(第2155号)掲載の目次
 (原稿誤り)

1ページ13行目の「1」を「3」に、14行目の「2」を「4」に、15行目の「3」を「5」に改める。

平成22年2月16日(第2155号)公布の教育委員会規則第1号(秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則)
 (原稿誤り)

2 | 終わりか
| ら8 | ~~秋田県教育委員会規則第1号~~

~~秋田県教育委員会規則第1号~~

平成22年2月16日(第2155号)公布の教育委員会規則第2号(秋田県立中学校管理規則の一部を改正する規則)
 (原稿誤り)

3 | 終わりか
| ら7 | ~~秋田県教育委員会規則第2号~~

~~秋田県教育委員会規則第2号~~

平成22年 2月16日(第2155号) 公布の教育委員会規則第3号(秋田県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則)

(原稿誤り)

4

終わりか
ら12

秋田県教育委員会規則第3号

秋田県教育委員会規則第3号

発 行 者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印 刷 所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印 刷 者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号